

平成22年2月10日

各 位

会 社 名 株式会社アルプス技研
代 表 者 名 代表取締役社長 牛嶋 素一
(コード番号 4641 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役経営企画部長 石井 忠雄
(TEL 042-774-3333)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成22年2月10日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成22年3月25日開催予定の第29回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 目的の変更

当社は設立以来、社員教育を重視し、多くの教育機会を通じて顧客の信頼に応える技術者を育成してきました。特に、新入社員に対し実施する入社前研修・入社後の技術研修については、一定のノウハウを蓄積しております。今後の事業展開に備えて、教育・研修事業を目的に追加するものであります。

(2) 当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を毀損する、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、「当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」を継続することを決定いたしました。

①株主の皆様の意思を尊重するべく、当社の株主総会において買収防衛策の継続、変更及び廃止をその決議により定めることができる旨の規定を、当社定款に設けるものであります。

②会社法において、取締役会設置会社は取締役会決議のみをもって、新株予約権の無償割当てに関する事項を決定することが可能とされています（会社法第278条第3項）。しかしながら、当社取締役会は、買収防衛策の一環としての新株予約権無償割当てを行うにつきましては、株主の皆様の意思を尊重するべく、取締役会の決議によるほか、株主総会決議または株主総会の決議による委任にもとづく取締役会の決議により決定することができるよう、当社定款に設けるものであります。

株式会社アルプス技研

2. 変更内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～15. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>16. (条文省略)</p> <p>第17条(買収防衛策の決定機関) <u>会社法施行規則第127条第2号ロに定める取組みとして、当社の株主の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者による買収が開始される前に導入する、株式または新株予約権の無償割当てを用いた買収防衛策導入の決定は株主総会決議による。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～15. (変更なし)</p> <p><u>16. 機械、電気・電子、情報および化学等技術の教育および研修業務</u></p> <p><u>17. 人材育成・能力開発等教育・研修に関する業務</u></p> <p>18. (変更なし)</p> <p>第17条(買収防衛策の決定機関) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして、<u>不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、新株予約権の無償割当てを用いた買収防衛策導入の決定は株主総会決議による。</u></p> <p><u>2. 買収防衛策の変更・継続・廃止については、株主総会の決議により決定することができる。</u></p> <p><u>3. 新株予約権の無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会決議または株主総会による決議の委任にもとづく取締役会の決議により決定することができる。</u></p>

3. 定款変更に係る日程

定款変更のための株主総会開催日 平成22年3月25日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成22年3月25日 (予定)

以上